

第62回 大津市入札監視委員会（令和6年度 第1回） 会議録（要旨）

1 開催日時 令和6年7月8日（月） 10:00～12:00

2 開催場所 大津市役所 第二別館 Web会議室

3 出席者 委員 5名

（松山委員長、小島副委員長、石井委員、山本委員、松山委員）

事務局 6名

（契約検査課：栗田課長、服部補佐、戸川補佐、  
杉本係長、平田主査、西原主任）

4 内 容

**1) 開会**

事務局及び委員長挨拶

**2) 議事**

**（1）令和5年度建設工事等の発注状況について**

【事務局説明】

【質疑】

○委員 入札参加業者の辞退や欠席の理由を把握しているのか。

○事務局 紙での入札参加業者に対しては辞退届に理由を記載いただく欄を設けて運用しており、理由の把握に努めている。

○委員 一部の工種は令和6年度から受注希望型指名競争入札発注基準の区分を少なくしたとの説明があったが、入札参加業者数を増やすために今後も継続するのか。

○事務局 今年度の入札の結果を鑑みて対応を検討する。

**（2）入札及び契約手続きの運用状況等について**

① 入札方式別発注工事総括表について

② 入札方式別発注工事一覧表について

③ 事案の抽出結果について

【当番委員抽出理由について説明】

④ 抽出事案説明書について

**抽出事案１「道路改良工事（市道幹１００９号線）」について**

【事務局説明】

【質疑】

○委員 最低制限価格と同額での入札というのは正確な積算の結果ととらえてよいのか。

○事務局 その認識である。

○委員 最低制限価格はどうに算出しているのか。

○事務局 国の中央公契連モデルに基づき運用しており、率についてもホームページに公開しているため、業者はそれを基に計算している。

○委員 最低制限価格は施工課が設定しているのか。

○事務局 契約検査課が予定価格と最低制限価格を算定し、設計金額に応じた設定権者から予定価格と最低制限価格を調書に記載してもらう。

○委員 最低制限価格と同額での入札は当たり前なのか。

○事務局 工種によって異なるが、土木一式工事やほ装工事などは最低制限価格と同額になる案件数は多い。

○委員 共通仮設費や一般管理費は業者ごとに金額のばらつきがあるはずであるが、それでも同額になるのか。

○事務局 過去の案件を分析されて積算された結果だと認識している。

○委員 最低制限価格の算定は、必ずしも国の中央公契連モデルに従わなければならないのか。

○事務局 独自の基準を設けている自治体もあるが、大津市は国のモデルに従っている。

○委員 大津市は国の中央公契連モデルで定める最低制限価格よりも低い金額に設定してもよいのではないか。

○事務局 工事を一括りにとらえてしまうと工種ごとに状況が異なるため混乱を招くおそれがある。入札契約制度を総合的に検討していく必要があるため、こ

の提案については今後の参考にしたい。

○委員 地域性を鑑みて最低制限価格を設定してほしい。

○事務局 全国の自治体の最低制限価格の設定基準を踏まえて参考にしたい。

## 抽出事案2「大津市庁舎本館2階南西・東系統エアハンドリングユニット更新工事」について

### 【事務局説明】

### 【質疑】

○委員 価格の内訳書を業者から提出してもらっていると思うが、入札金額がどの業者も端数のない数字になっているがそのようになるものなのか。

○事務局 業者が積算する時には担当者が積算し、最終的に会社が判断して金額を決めるときに、金額の端数をとる場合があると聞いている。

○委員 工事概要には計画的に更新する旨の記載があるが、今後も継続して更新していくのか。

○事務局 計画的に更新していく。

○委員 本案件は2回目で落札されたが、今後入札状況が厳しくなっていくのか。

○事務局 学校のトイレ改修工事など他の案件をたくさん発注したため、業者が落札した場合を想定し配置技術者を検討した結果、応札する業者が減少するなどの可能性が考えられる。

○委員 学校のトイレ改修は児童の長期休暇中に工事を集中して行う必要があり、工事期間に制約があると思うが、庁舎の場合はある程度調整することができるため、競争性を発揮できる時期に発注するなどの検討はしているのか。

○事務局 全庁的に発注時期の平準化は常々呼び掛けているが、長期間にわたる工事等は年度当初に集中してしまう。

○委員 給排水冷暖房工事については、入札監視委員会として問題意識を共有しているものである。抜本的に状況を変えなければいけないのではないのか。

○事務局 課題であるということは認識しており、引き続き検討していく。

○委員 2回目の入札に移るときには業者にどのような説明をしているのか。

○事務局 2回目に移行するときは、業者名は伏せるが1回目の入札金額の中で最低

金額を記載し通知することで1回目よりも安価な金額での入札を求めるよう通知をしている。

○委員 他の工事への参加のために入札を辞退するという業者があると伺ったが、入札したとしても自分たちが落札できるかわからないのに辞退するという発想になるものなのか。積算のソフトを用いれば簡単に積算ができるとなれば余計に辞退する理由がわからない。

○事務局 限られた人員の中で積算するとなれば、業者の工事内容の得手不得手で捨選択し辞退を選択する、もしくは参加申込をするが図面を見た段階で積算をあきらめて欠席するなどの対応をしていることが考えられる。

○委員 ソフトを使えば簡単に積算ができるという説明を受けていたと思うが、図面によっては積算が困難なものもあるということか。

○事務局 実際の図面を見ないと積算ができない部分もあり、かつ積算の期間が限られているため業者によって優先順位をつけて積算している状況である。

○委員 他の自治体で入札案件の見積内訳書のデータを見る機会があったが、見積内訳書データファイルには別の会社のものであるが最終更新者が同じ人物の名前であった。大津市では、そのようなことに対して何か対応しているのか。

○事務局 大津市においてはファイルの更新者の氏名までは確認していないが、見積内訳書に記載の業者名と一致しているかは必ず確認し、別の業者名が記載されている見積内訳書は無効として扱い落札候補者とししない対応をとっている。

### **抽出事案3「堅田小学校長寿命化改良等昇降機設備工事」**

### **抽出案件4「唐崎中学校昇降機設備工事」 について**

#### **【事務局説明】**

#### **【質疑】**

○委員 既存のものとの取替なのか、それともなかったものを新設するものなのか。

○事務局 「油圧式」から「ロープ式」への更新工事である。

○委員 既存の業者と今回落札した業者とは全くの別業者であるのか。

- 事務局 別業者である。
- 委員 予定価格の積算には業者からの見積を徴取しているのか。徴取しているのであれば複数社から徴取しているのか。
- 事務局 一般的には合計3社以上から徴取している。
- 委員 参考見積を複数社から徴取しているにもかかわらず1者のみの応札であった理由はどこにあるのか。例えば地理的なものなのか。
- 事務局 学校の改修に合わせて昇降機を改修するため工期が長期にわたり技術者が拘束されるデメリットや、学校によりサイズがバラバラで自社の仕様に合わせる調整の手間、現場を熟知しているかどうか等が理由として考えられる。
- 委員 学校の昇降機の改修の状況はどのようなになっているのか。
- 事務局 各学校で老朽化しているものについては順次改修を行っており、毎年どこかの学校では改修を行っている状況である。
- 委員 過去の開札状況を鑑みて、業者が分かれているなど異常な点は確認できるか。
- 事務局 特に異常な点は見られない。
- 委員 なぜ既存メーカーは入札に参加しなかったのか。
- 事務局 一般論での話にはなるが、会社の方針等によるものでないかと考える。
- 委員 1者入札はそもそも入札成立していないという認識である。今後のことを考えて検討してほしい。
- 事務局 昇降機設備工事の今後の入札における条件をどのようにするのか検討が必要であると認識している。

#### **抽出事案5「膳所小学校長寿命化改良等工事監理業務」**

#### **抽出案件6「堅田小学校長寿命化改良等工事監理業務」 について**

##### **【事務局説明】**

##### **【質疑】**

- 委員 堅田小学校の方が校舎の規模は大きいが予定価格にほぼ差がないのはなぜか。
- 事務局 工事監理は各工事の進捗の監理であるため、予定価格は工事範囲などの規模に直結しない。

- 委員 業者による入札金額に差が出ているのはどのような理由か。
- 事務局 業者間の価格のばらつきは諸経費によるものが大きいと分析している。
- 委員 膳所小学校の入札では堅田小学校の入札よりも失格者が多く積算に迷う部分があったのか。
- 事務局 建築の積算は土木の積算のように最低制限価格と同額を積算するのは困難である。
- 委員 競争性の前提として、仕様が明瞭で積算が適正にできることが理想であるが、その点で大津市の対応に問題はなかったか。
- 事務局 対応に問題はないという認識である。

#### **抽出事案7「真野小学校長寿命化改良等工事設計業務」**

#### **抽出案件8「唐崎小学校長寿命化改良等工事設計業務」 について**

- 委員 監理業務と設計業務の積算に違いはあるのか。
- 事務局 国の基準に基づいた積算であることは同じであるが、設計業務は建物を細かく分析するのに対し、監理業務は現場の進捗監理を積算するものである。
- 委員 工事監理業務と工事設計業務における過去の案件について、落札業者に偏りがないか分析してみるなど検討すべきである。
- 事務局 承知した。
- 委員 開札日をずらしたという説明があったが、同じような業務であればまとめて落札する方がスケールメリットを発揮できると考えるため入札日を合わせるべきではないのか。
- 事務局 業務量に限りがあり、2件とも落札すると業務を請け負えないという業者への配慮のため、1つの案件を落札した業者がもう1つの案件を辞退できるように入札日を分散させている。また、積算についても複数の案件を同時に積算すると負担が大きくなることも考えられるため、開札日をずらして負担軽減を図っている。

### **(3) 指名停止等の措置状況について**

#### **① 指名停止等の措置状況一覧表について**

#### **【事務局説明】**

